

国立大学法人の第5期中期目標期間における中期目標・中期計画の方向性（概要）

資料2-1
国立大学法人評価委員会
総会（第82回）R8.9.15

各法人の組織及び業務全般の見直し

国立大学法人法第31条の4に基づき、中期目標期間終了時までには文部科学大臣が行う、各法人の業務継続の必要性、組織の在り方等の組織及び業務の全般にわたる検討

「組織及び業務全般の見直しに関する視点」

※国立大学法人評価委員会により取りまとめ

➤ 改革の基本的な方向性を示した「国立大学法人等改革基本方針」（R7.11.4）等に加え、**各法人とのヒアリング・意見交換等を通じて特に踏まえるべき点を摘示。**

- （例）・自らのリソースや取り巻く環境等を踏まえた**自法人の強みの明確化・ブランディング** ・ステークホルダーとの対話を通じた将来を含めた**ニーズの把握・創出**
・**学生の出身地・輩出先や人口動態等を分析した上でのターゲットの特定** ・**自法人のコアを明確にしつつ変化に機動的に対応できる組織体制の構築**
・**域内等の他の教育機関との役割分担のための対話のコーディネート** ・**人口減少下における大学間連携（リソースの共有化等）の推進**
・**2040年を見据えた規模・組織の在り方の早期の見直し** ・**法人ごとの状況に即した人材需給のミスマッチ解消の観点を含めた組織再編**
・**リ・スキリング等に係る実需を踏まえた持続的な体制の形成、発展** ・**財務戦略・人事戦略を踏まえた実現可能な機能強化の検討**

第5期中期目標期間（令和10～15年度）における各法人の中期目標・中期計画の策定

※ **Point**は第4期からの新規・改善点

中期目標 国が「中期目標大綱」を提示し、各法人が自らのミッションとして位置付けるものを選択（項目の修正や独自目標の設定も可能）

中期目標大綱（素案）

Point 各法人のミッションとそれを実現するためのアクション（計画）とのつながりを踏まえた目標設定を促す項目立て、選択方式

I 教育研究の質の向上

1. **社会との共創**（6項目から2項目程度選択）
 - ・世界最高水準の研究の展開を通じた新たな価値・市場の創出
 - ・地域社会を先導する人材の輩出と地域産業の振興への寄与 等
2. **教育**（5項目から3項目程度選択）
 - ・ミッションに照らした教育目的の明確化と教育内容・組織の改善
 - ・リ・スキリング等の持続的な体制整備 等
3. **研究**（3項目から2項目程度選択）
 - ・基礎研究・学術研究の強化、ミッションに照らした研究開発推進 等
4. **その他社会との共創、教育、研究**（4項目から選択 ※選択数目安なし）
 - ・附属学校、附属病院の機能強化 等

II 業務の改善及び効率化（4項目 ※各法人共通）

- ・法人のマネジメント体制の構築、規模・組織の恒常的見直し
- ・人事戦略に基づく人材の育成・確保、人事管理
- ・全学的なAX推進等による効果的・効率的な事務遂行
- ・施設・設備の戦略的マネジメント

III 財務内容の改善（1項目 ※各法人共通）

- ・財務戦略に基づく資源配分の最適化、新たな財源確保

IV 自己点検・評価及び情報提供（1項目 ※各法人共通）

- ・法人経営の検証・改善、成果やコストの可視化

V その他業務運営（1項目 ※各法人共通）

- ・全学的なリスクマネジメント体制の高度化

2040年を見据えた機能強化の全体像

（中期目標・中期計画に添付）

- Point** ②
- ・2040年を見据えた各法人のビジョンを可視化
 - ・全体像における第5期期間の位置付けを明確化

中期計画 各法人が、中期目標の項目ごとに、**達成水準、具体的方策、評価指標（KPI）**を示した中期計画を作成（各目標1～2つ程度）

評価指標 中期計画で目指す水準が達成されたかどうか、第三者が検証可能な評価指標を設定（各計画1～2つ程度）

各法人の挑戦的・先導的な取組を促すため、以下を指定し、国立大学法人評価の評価方法において考慮。

- ・「**機能強化を先導する評価指標**」…当該法人にとって達成に相応の挑戦性を要する指標
- ・「**卓越した評価指標**」…他に類を見ない先駆的な取組に係る指標や他法人と比較して高い水準の指標

※これらの評価指標の設定について、運営費交付金の配分への活用を検討

Point ③ 計画の項目数、指標数の一層の精選

Point ④ 各法人の挑戦的・先導的な取組を可視化すべく、2段階設定